

長崎総合科学大学と大村市との包括連携に関する協定書

長崎総合科学大学(以下「甲」という。)と大村市(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に密接な連携及び協力を図りながら、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の発展や人材育成及び学術の振興に寄与することを目的とする。

(連携及び協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 地域振興及び地域課題の解決に関する事項
- (2) カーボンニュートラルの実現に関する事項
- (3) 地域経済の活力の創造に関する事項
- (4) 教育、研究、伝統文化及び芸術の発展及び振興に関する事項
- (5) 健康増進及び福祉の向上に関する事項
- (6) 安全・安心で快適な暮らしの実現に関する事項
- (7) 創造的で豊かな心の育成に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

(有効期間)

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。この場合において、両者のいづれかから異議の申し出がないときは、1年ごとに自動更新するものとする。

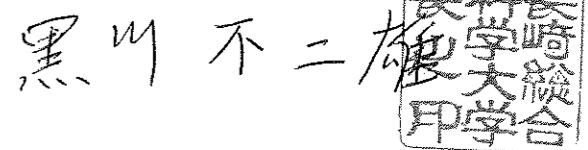
(その他)

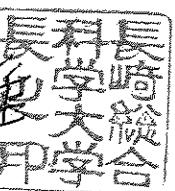
第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和5年7月5日

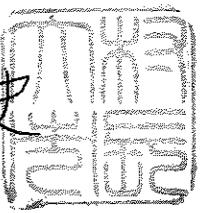
甲 長崎総合科学大学学長

黒川不二




乙 大村市長

園田裕史

(連携及び協力の推進)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、連携及び協力の効果が上がるよう、継続的に意見交換を行う。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において、相手方から知り得た事項について、この協定の期間中及び期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。